

「傍聴要領」および  
「取材についてのお願い」

国土交通省 四国地方整備局  
山鳥坂ダム工事事務所

# 「山鳥坂ダム環境検討委員会」 傍 聴 要 領

## (主 旨)

この要領は、山鳥坂ダム環境検討委員会（以下「委員会」という。）の議事を円滑に進めるため、傍聴に関し必要な事項を定めたものです。

## (傍 聴)

- 1) 会議を傍聴しようとする者は、会議場に入室する前に受付において「傍聴者受付簿」に必要事項を記入し、「傍聴」と記載されたプレートを着用して下さい。
- 2) 傍聴者席については、定数確保しておりますが、傍聴希望者が多数の場合は、抽選等により制限させていただきますので、ご了承下さい。
- 3) 委員会の円滑な進行のため、傍聴者は会議場内において次の事項を遵守して下さい。
  - 会議における言論への批判、可否の表明、拍手などをしないこと。
  - 発言、私語、談論などをしないこと。
  - 貴重種の生息場所等が特定できるような事項について、許可なく写真やビデオ撮影、録音などをしないこと。
  - 会議中、携帯電話は電源を切るか、マナーモードに切り替えること。
  - 前号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱したり議事の妨害となるような行為を行わないこと。
- 4) 委員長は、傍聴者が前項に掲げる事項を遵守しない時は、傍聴者を退場させることがあります。
- 5) 本委員会の非公開の決議があったとき又は委員長が退場を指示した時は、速やかに退場して下さい。
- 6) 希少動植物の保護の観点から委員と傍聴者の資料は異なるものを配布する場合があります。
- 7) 以上のほか、傍聴者は事務局職員の指示に従ってください。

# 「山鳥坂ダム環境検討委員会」 取材についてのお願い

## （取材）

- 1) 会議を取材しようとする者は、会議場に入室する前に受付において「**報道関係者受付簿**」に必要事項を記入し、「**報道**」と記載されたプレ-トを着用して下さい。
- 2) 報道関係者は、会議場内において次の事項を遵守して下さい。  
報道関係者の方はあらかじめ用意された席で取材願います。  
円滑な運営を図るためビデオ・カメラ等の撮影は、委員長挨拶までの間とさせていただきます。  
ビデオ・カメラ等の撮影位置は事務局席までとし、それより前列には立ち入らないで下さい。

## （公開・公表）

- 3) 委員会の公開・資料公表等の取り扱いについては、本委員会の中で審議されることとなっていますが、以下のとおりお願いします。  
本委員会では、貴重種の生息場所が特定できるような事項について審議することが予想されますが、これらは報道内容に含まないよう配慮をお願いします。  
本委員会の非公開の決議があったとき又は委員長が退場を指示した時は、**速やかに退場して下さい**。  
希少動植物の保護の観点から委員と報道関係者の資料は異なるものを配布する場合があります。